

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯を支援するため、新たな給付金を支給します！

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方へ、児童1人当たり一律5万円が支給されます。

▶支給対象 下記①～③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方(原則手続き不要)
- ②公的年金等を受給しており令和3年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶支給額 児童1人当たり一律5万円

▶申請・問合せ 支給対象②、③に該当する方は、子育て支援課までお問い合わせください。申請方法、必要書類等をご案内します。



※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、国で支給の実施を検討しておりますので、決定次第、広報やホームページ等でお知らせいたします。

●申請・問合せ 教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340(内)232

必要な方に生理用品を無償配布します

美浦村および美浦村社会福祉協議会では、長引くコロナ禍により経済的な理由等で、生理用品の購入が困難な方を支援するため、生理用品を無償で配布いたします。

《対象となる方》 美浦村民で、経済的な理由等により購入が困難な方

《配布内容》 生理用ナプキン

※原則一人につき1パックの配布とします。

※製品は選べません。

※数に限りがあります。

《配布場所》 美浦村社会福祉協議会(美浦村受領)

《配布期間》 6月30日(水)まで ※なくなり次第配布終了。

《配布方法》 配布場所の窓口に設置している専用カード、もしくはこのページをスマートフォン等で写し、職員にご提示ください。可能な限り女性職員からお渡しさせていただきますが、場合によっては女性職員が対応できない場合もございます。ご了承ください。

必要な方に
お渡しします
(生理用品)

お名前やご住所は
お聞きしません。
このカードを窓口
でお見せください。



■問合せ

- ・美浦村社会福祉協議会 ☎029-885-0038
- ・役場福祉介護課 ☎029-885-0340(内)111